

馮季鼎 銀六百九十二兩<sup>(1)</sup>  
糸六百三十六斤八兩に該る

右、福州府海防館に牒呈す

崇禎九年(一六三六)十月 日

注\*本文書の内容は(二〇一〇三)とほとんど同じであり、語注などは同項を参照されたい。

- (1) 詮索<sup>イサク</sup> あざむき求める。
- (2) 一線の路 一筋の細い道。唯一の方法。
- (3) 銖銖<sup>シムシム</sup> 銖銖に同じ。きわめて少ないこと。わずかな金銭のたとえ。
- (4) 同科 同等(の罪)。
- (5) 此れに抛り 以下より「此れを奉じ…等の因」までの記述は、琉球国内の事件処理について、中国の公文書の形式にならって述べたもの。おそらく長史司から三法司へ報告し、その指示をうけたことを表すと思われる。
- (6) 招 自白。
- (7) 正身 (替玉でない) 本人。
- (8) 估值 数量。値を見積もる。
- (9) 兩便 双方ともに都合がよいこと。ここではどちらか都合の良い方の意。
- (10) 二斤 (二〇〇三) では二斤八兩とあり、八兩を脱か。
- (11) 六百九十二兩 (二〇〇三) では六百九十二兩五錢で、五錢を脱か。

1-20-05

国王尚豊より布政司あて、進貢船二隻の消息を問う咨

(一六三八、一、二五)

初めて<sup>1</sup>二船を遣わし三年兩貢して帰るを探報する咨。

琉球国中山王尚(豊)、安危を告探して介慮を釈寛し、貢歳を明らかにして輸誠を闡らかにする事の為にす。

照得するに、該国往に天啓三年(一六二三)より聖旨を奉ずるに、矜恤し培植して暫く五年一貢に寛む、等の因あり。崇禎七年(一六三四)十一月十九日に至り、復た聖旨を奉ずるに、海藩、

貢期を復し旧に照らして方物を加進するを請う。情詞は真に懇なり。議に依りて允従し、船を増すこと一隻なるも水手の数は百に盈たざらしめ、並びに諭して、遵行して以て恪順を昭らかにせしめよ、とあり。此れを欽み、欽遵す。礼部の聖旨を欽奉し移咨して国に到るを承准すれば、此れを准け欽依内の事理に依奉し、会典の三年兩次に遵照して朝貢し、其れ加増の方物は、馬六匹を増して共に十四と成し、硫黄一万斤を増して共に二万斤と成し、螺殼三千個を増し、一船を量増するも、水手の数は百に盈たざらしめよ、等の因あり。咨を准くるに称すらく、聖旨を奉じ、此れを欽み、欽遵せよ、とあり。欽依内の事理に依奉し遵守して奉行す、等の因あり。

此の為に、照得するに、該藩、聖旨の頒を奉じ、竜顔に臨欽して咫尺なり。貢歳に当るに届り、敢えて期に愆う罔し。崇禎九年

十月内、遵依して虔んで任土の方物の馬十四・硫黄二万斤・螺殼三千個を備え、船二隻を遣わし均幫して解運せしむ。每船の水手の数は百に盈たず。此の為に情を將て備咨し、正議大夫・使者・通事等の官の林国用等を差わして表箋を齎捧し、水手を率領して二船に分駕し、風を占い解纜するを応候し、時に当りて発軻し揚帆し、福建等処承宣布政使司に前赴して投通し、方物を軋解し員役を起送して京に赴き、表箋を馳捧し闕を叩いて山呼せしむ、等の因あり。

此の為に扱りに在りて庶務の職守に当該する等の員役は存留するを除くの外、余は合に時に応じて帰復すべく延緩を容さざれば、始めて該藩の敬畏忠誠なるを得ん。期を爽えて吝音するを致さば、藩は情として惑慮無きこと難し。就ち権に忖度するに、倘し伺齊し闕を叩きて事竣等の員役もて、一併に携え帰らんと欲するは、理に於て順なるに似たり。十に一も敢えて然るを疑わんや。且つ二船の省に在る有り。況んや崇禎七年の進貢に差わせ正議大夫・使者・通事等の官の蔡錦等をや。事竣りて当に崇禎九年夏至に廻るべきも、計程するに己に争でか一歳を越遅せるや。茲に迄つて南風盛んに発し、理として合に彙齊して急帰すべきは再贅を庸うる無し。先後兩次に差遣して前來せるに扱りに、在前の員役は總計するに僅かに二百多人に足る。中に就き摘して廻還せしむるは、明台、定めて区処する有らん。豈に駐割し坐して餽廩を糜やすを容し、違遲を盼望せんや。耆龜に準罔ければ、人をし

て昏惑せしむること滋甚し。天海の常無きに惑い、風濤の測り回きに惑う。反りて之を思うに、万邦帰順し天海の靈神の呵護して順を助け、大都に九重の靈爽を瞻仰すれば、煩冤は頓かに万一を消さん。続いて昏思するに、岐路には間々狼子の野心、貪残性を成すの輩有り。陽に商として下海し、陰に盜として負隅す。梟獍と勾接して搆濟張擻し、風に随いて出沒し、聴候して擄掠し海上に羅織して毎に官商の患為り。惑慮するに、進貢の人船の往廻して乖遭蹇遇すれば、奮健の危を逃れ難し。此の一端に扱りに、憂は深く膈に結び、昼は飧に安んぜず、宵は枕に帖んじ難し。

照得するに、該藩、綸綍維新たるを仰奉し、進貢は旧に照らすを賜准せらる。此の為に、遵依して奉行し、寅み備えて方物を倍増す。是を用て船二隻を挙げて尽く載せ、帰順して心を一にす。先後に差去せる員役は、共に二百多人にして、靡盬に勤王するに非ざるは無し。未だ去來の安危をトせず、往廻の順逆を知る罔し。去きては貢務の敬君は重しと為すに繋関するを慮り、来りては臣の民の陷溺を憂え、己を揣りて奚ぞ安からんや。往廻の安危の介慮を積かんと欲すれば、急赴して端的を告詢するに逾る無し。伏して廻文を奉じて帰報すれば始めて解豁し寛慰するを得ん、等の因あり。

此の為に、備咨して都通事蔡祚隆等を差遣し、使者章邦彦等を訳導し、水梢を率領して土造の快船一隻に御駕し、天朝に前赴して進貢の二船の安危の端的を告訪せしむれば、貢歳の重務を申明

し、藩臣の微忱を展布ぶるに庶からん、等の因あり。此の為に、理として合に貴司に移咨して知会すべし。遵いて前項の縁籬を將て備咨し、原遣等の官の都通事蔡祚隆等に着令し馳通して告投せしむ。煩為わくは查照して施行せんことを、等の因あり。此の為に、南風の早汛の発原に乗得し、希わくは亟やかに廻文を下し帰国して急報せしめんことを。返棹の良期を滞らしむる勿れ。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

崇禎十一年（一六三八）正月二十五日 再対して過を正す

注\*本文書は表面的には進貢船の消息をたずねる咨文であるが、崇禎九年に帰るべき蔡錦らは崇禎七年の王銀詐取事件にかかわっており、事件の早急な解決を暗に督促するものであろう。（二〇〇—三）参照。

- (1) 二船 崇禎九年十月の林国用らの船をさす。
- (2) 五年一貢 「一八—二〇」参照。
- (3) 崇禎七年 ここから注(4)まで「〇四—〇九」の琉球国の立場からする要約。

- (4) 等の因あり 「〇四—〇九」の要約の終り。
- (5) 発軻 車を動かすはじめ。出発する。
- (6) 明台 天子の政を行う台。ここでは布政司をさす。
- (7) 駐劄 任地に留まる。ここでは琉球の使臣が閩に留まること。
- (8) 盼望 望む、欲する。
- (9) 耆亀に準罔ければ 耆亀は年老いた亀。耆亀で大海を象徴さ

#### 1-20-06

せ、海の変り易く定めがたいことをいうか。

- (10) 靈爽 すぐれて不思議なこと。ここでは天子をさす。
- (11) 煩冤 煩はわずらい、冤はわざわい。
- (12) 負隅 地形の險に依って割拠すること。
- (13) 梟獍 梟は母を食う鳥、獍は父を食う獣。転じて凶悪志願の人。
- (14) 勾接 勾は引く、誘う。接はまじわる、近づく。
- (15) 構濟張擗 多くのものが徒党をくんで悪事をほしのままにすること。
- (16) 羅織 あみを張る。無実の人を罪におとし入れる。
- (17) 乖遭蹇遇 だまし討ちにし、待ちうけ、行く手をふさぐ。
- (18) 奮健 武勇をふるうこと。
- (19) 飧 食事。
- (20) 廻文 返書。回文に同じ。
- (21) 章邦彦 宜野灣親方正成。生没年不詳。首里章氏の一。尚賢・尚質王代の三司官（『市史宝案抄』四—三頁）。
- (22) 訳導 通訳して導くこと。
- (23) 発原 発源に同じ。事の始まり。

国王尚豊より礼部・布政司あて、硫黄は自ら煎熟して、崇禎十一年分の定額および前年の不足分を貢するむねの咨

(一六三八、一〇、二〇)

琉球国中山王尚豊、進貢の事の為にす。